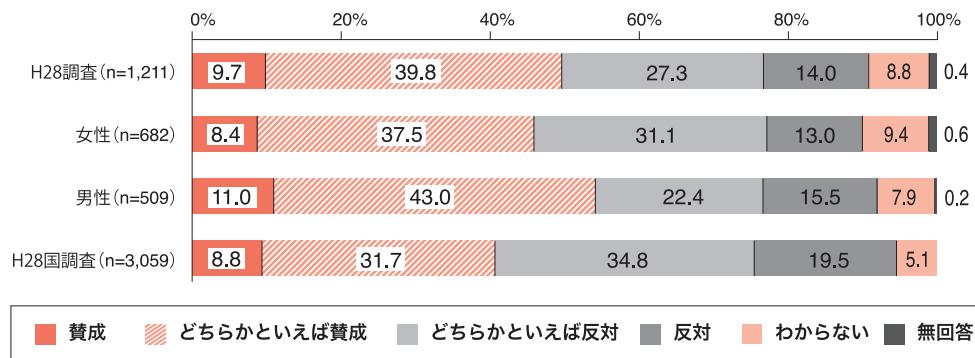
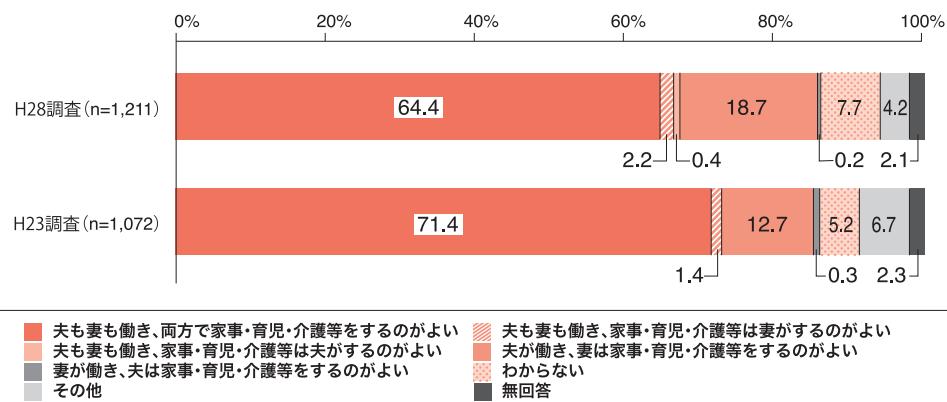


施策の方向性及び基本的施策

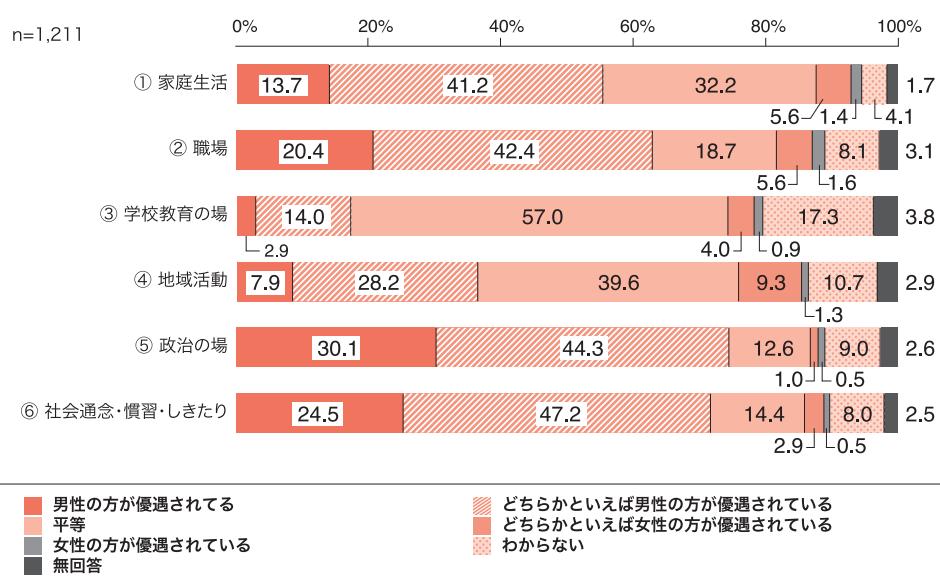
■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について、あなたはどのように考えますか。



■ あなたが望ましいと考える家族における役割分担に最も近いものはどれですか。



■ あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。



資料：浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年)」

◆ 成果指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
男女共同参画にかかる講座の満足度	95.8%	100%

◆ モニタリング指標

項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という意見に否定的な人の割合	41.3%	↗

◆ 基本的施策

(13) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実

男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが希望する生き方を選択できるよう、学校や地域において互いを認め合い尊重する心を育む教育や学習機会の充実を図ります。

主な取組	事業内容	所管課
性別にとらわれない職業選択支援	児童・生徒が、性別に縛られず自由な職業選択ができるよう、学習機会を提供します。	UD・男女共同参画課
	女子学生が理工系分野に興味を持てるよう、理工系分野の内容や魅力を伝えるための機会を提供します。	UD・男女共同参画課
学校教育における男女共同参画の理解促進	学校教育において、乳幼児親子との交流体験を実施し、次世代を担う子供たちに男女がともに育児に関わっていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。(再掲)	子育て支援課
	男女共同参画の視点に配慮した学習指導ができるよう、教職員を対象に男女共同参画をテーマとした研修会を実施します。	UD・男女共同参画課
地域における男女共同参画意識の醸成	男女共同参画をテーマに、市民等が企画する学習会に講師を派遣します。(再掲)	UD・男女共同参画課
	男女の固定的な性別役割分担意識の解消につながるよう、意識啓発のための情報誌を発行します。(再掲)	UD・男女共同参画課
	男女共同参画週間中(毎年6月23日から29日まで)に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板を利用した意識啓発を行います。	UD・男女共同参画課
男女共同参画の視点による配慮	市職員を対象に男女共同参画を理解するための研修を実施し、各事務事業において男女共同参画の視点に配慮するよう促します。	UD・男女共同参画課
	市民が目にする広告物等において、女性の人権等に配慮するよう、男女共同参画の視点で審査します。	UD・男女共同参画課

施策の方向性及び基本的施策

(14) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時において、男女共同参画の視点に立った被災者支援や避難所運営を行うとともに、防災の現場における女性の参画拡大を図ります。

主な取組	事業内容	所管課
多様な視点を活かした避難所運営	被災時に誰もが安心して避難所生活を送れるよう、多様なニーズに対応した避難所運営を目指します。	危機管理課
男女共同参画の視点に立った防災	男女共同参画の視点に配慮した被災者支援を行うため、地域防災リーダー育成のための研修会を実施します。	危機管理課
	男女共同参画の視点を活かした防災をテーマに、市民等が企画する学習会に講師を派遣します。(再掲)	UD・男女共同参画課
消防団への女性の参画拡大	地域における防災力を強化するため、女性の消防団への加入を促す広報活動や受け入れに必要な活動環境の整備を行います。	消防総務課
女性消防吏員の参画拡大	防災分野における女性の参画を促進するため、女性消防吏員の職域拡大や採用拡大に向けた取組を行います。	消防総務課
災害時における女性のための相談体制の充実	災害時において、女性の被害が潜在化しないよう、相談体制の充実を図ります。	UD・男女共同参画課

(15) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター(あいホール)において啓発活動、相談業務、情報発信及び団体育成支援事業を実施し、男女共同参画を推進する拠点施設としての機能充実に努めます。

主な取組	事業内容	所管課
男女共同参画推進拠点施設の機能充実	市民ニーズに適った各種講座や相談事業等を実施するなど、男女共同参画推進を図る拠点施設としての機能充実を図ります。(再掲)	UD・男女共同参画課

(16) 男女共同参画の視点に立った国際的理...と情報発信

国際交流等を通じて、文化や習慣の相互理解と多様な価値観の理解促進に努めるとともに、男女共同参画に関する国際社会の動向及び先進的な取組に関する情報を収集し、発信します。

主な取組	事業内容	所管課
多様な文化の理解と 交流活動の推進	全国のサンバチームが参加するサンバコンテストの開催を通じ、日本人市民と外国人市民の交流を促進し、多文化共生都市・浜松を全国に発信します。	国際課
多文化共生への理解 促進及び多文化共生 社会の実現	外国人集住都市会議への参画を通じ、外国人住民に係る様々な課題の解決や、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等の調査・研究を行い、国等へ提言として発信します。	国際課
世界の動きや国際的 な取組等の情報発信	男女共同参画に関する国際的な動きや各国における先進的な取組事例について、情報を発信します。	UD・男女共同参画課

施策の
方向性
6

生活に困難を抱える男女への支援

現状と課題

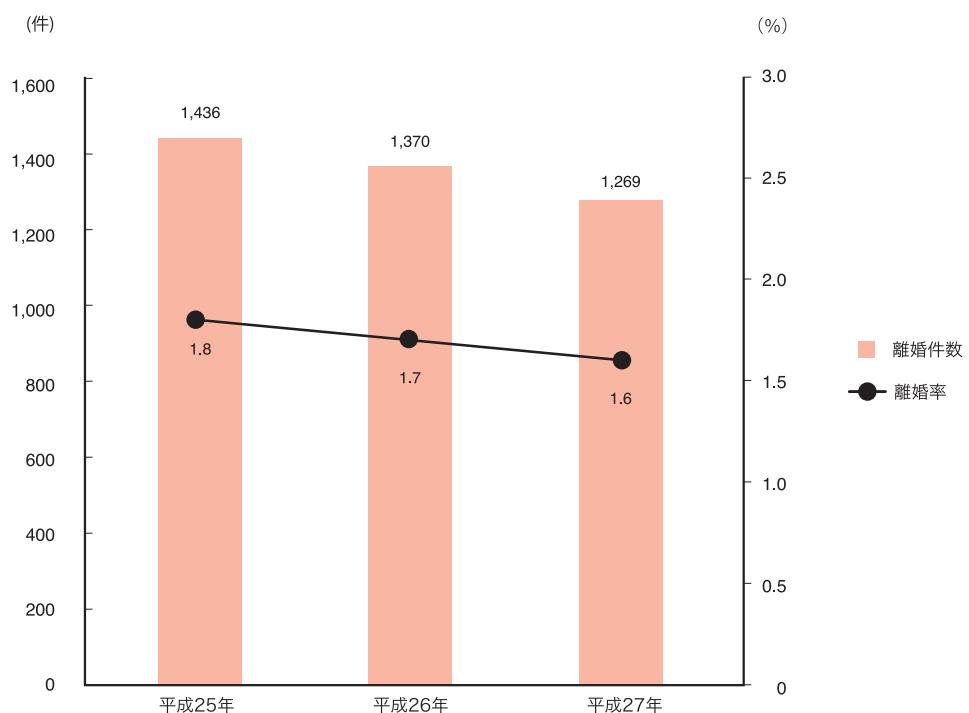
経済状況や少子高齢化、結婚や離婚に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

特に、母子家庭の平均年収は、一般家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱えています。このため、母子家庭や父子家庭等に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることにより、安定した生活が送れるよう支援をしていく必要があります。併せて、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、将来の進路選択の幅を広げるための学習支援や職業意識を醸成していくことが必要です。

また、個々の抱える問題が多様化している中、生活上の様々な困難を抱える人たちが安心して暮らすことができるよう、自立に向けた支援も課題となってきています。障がいのあることや外国人であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合も少なくなく、それぞれの実状に応じたきめ細かな対応が求められます。

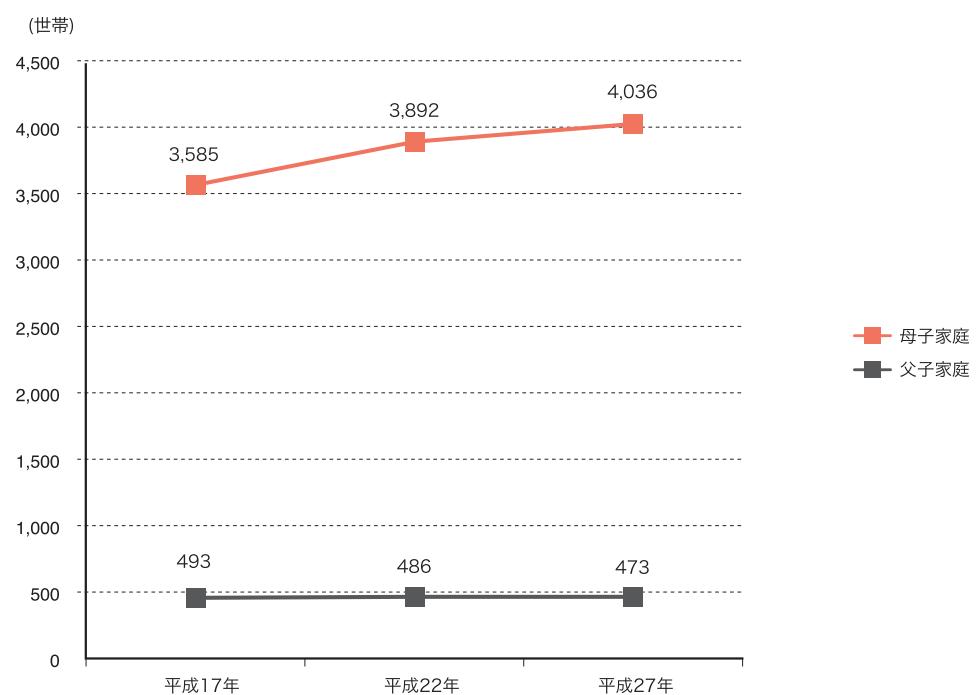
平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業の実施が義務付けられていることから、相談内容に応じて必要な情報提供や助言等を行っていくことも必要です。

■離婚件数と離婚率の推移



資料:浜松市統計書

■浜松市におけるひとり親家庭の推移



資料:総務省「国勢調査」

施策の方向性及び基本的施策

◆ 成果指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
外国人市民へのわかりやすい情報発信	一	毎年情報更新し発行

◆ モニタリング指標

項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
高等職業訓練促進給付金支給件数	33件	↗

◆ 基本的施策

(17) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう、就業のための支援や相談体制の充実を図ります。

主な取組	事業内容	所管課
ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上	母子家庭などへ福祉資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の向上を図ります。	子育て支援課
	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座に要する経費等を補助します。	子育て支援課
ひとり親家庭等へのわかりやすい情報提供	ひとり親家庭が必要とする情報を集約し、提供します。	UD・男女共同参画課
生活困窮者における貧困の連鎖の防止	次世代へ生活上の様々な困難が連鎖しないよう、支援を必要とする小中学生を対象に学習機会を提供し、職業意識を醸成します。	福祉総務課
生活困窮者に対する相談事業の充実	生活自立相談支援センター「つながり」において、生活上の様々な困難に関する相談を総合的に受け付け、相談者の課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課

(18) 女性であることで複合的に困難を抱える人への支援

障がいのあること、外国人であること等で困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人への支援を行います。

主な取組	事業内容	所管課
複合差別に対する理解の促進	複合差別について正しい理解の促進につながるよう、意識啓発のための情報誌を発行します。(再掲)	UD・男女共同参画課
障がい者の相談事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。	障害保健福祉課
外国人市民への生活支援	多文化共生センターにおいて、相談業務等を実施するほか、自治会や外国人支援団体との連携により生活支援を行います。	国際課
	外国人市民が生活する上で必要な情報を集約し、提供します。	UD・男女共同参画課

女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

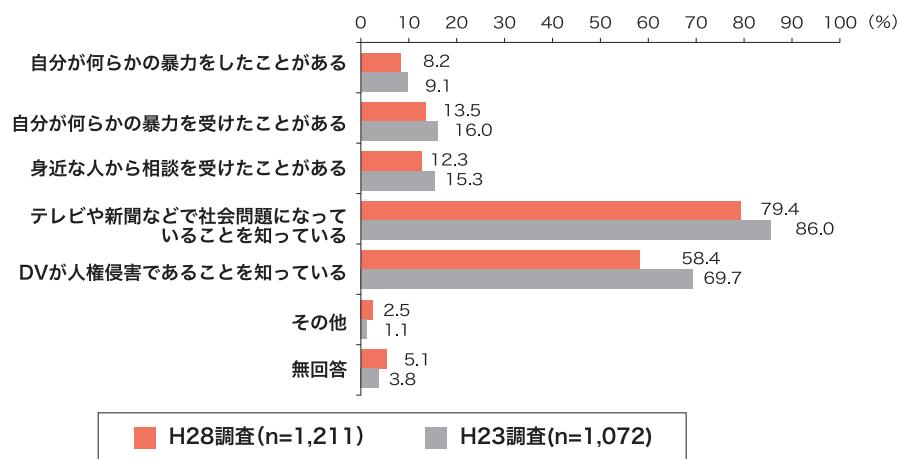
ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の女性に対するあらゆる暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。これらの暴力の背景には、「妻は夫に従うもの」といった固定的な性別役割分担意識に起因する男女の上下関係の他に、男女の社会的地位、経済力の格差などが潜んでいるからだと考えられます。

平成28年度の市民意識調査では、「自分が何らかの暴力を受けたことがある」「自分が何らかの暴力をしたことがある」と答えた割合が、前回の調査と比べていずれも低くなりました。しかしながら、「DVが人権侵害であることを知っている」と答えた割合についても同様に、前回の調査と比べて低くなっています。このような結果から、女性に対する暴力は、単に個人や家庭の問題として見過ごされてしまうことや、殴る、蹴るなどの身体的暴力以外の暴力をDVと認識していないことなども懸念され、被害が潜在化しやすい傾向にあるといえます。

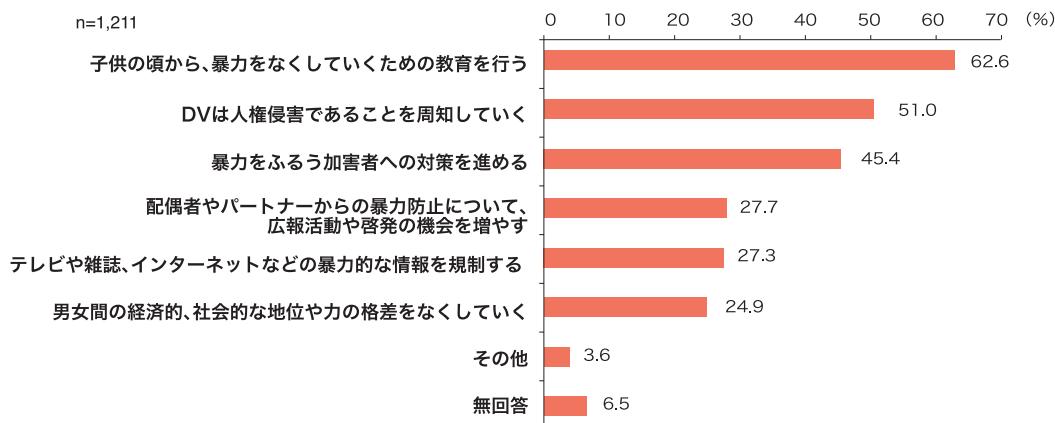
また、同時期に行った男女共同参画に関する事業所実態調査においては、約半数の事業所がセクハラの問題について何も取組をしていないと答えています。近年では、女性が妊娠や出産を理由に退職を迫られるなどのマタニティ・ハラスメント(マタハラ)なども問題となってきていますから、事業者に対し、ハラスメント防止に向けた取組を促す必要があるといえます。

女性に対する暴力のない社会を実現するためには、女性に対するいかなる暴力も人権侵害であることを一人ひとりが正しく理解できるよう啓発するとともに、関係機関が連携し被害の潜在化を防ぐことも重要となってきます。併せて、被害者が安心して相談できる環境を整え自立に向けた適切な支援が受けられるよう、被害者の立場に立った切れ目のない支援を継続していくことが求められます。

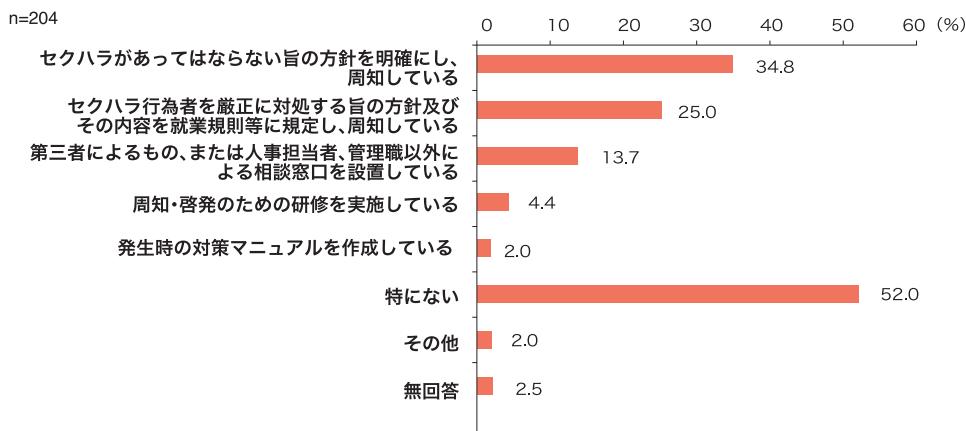
■ 配偶者やパートナーなどからの身体的、精神的、経済的、性的な暴力について、あなたの経験や知識としてあてはまるものは、どれですか。



■ 配偶者やパートナーなどからの暴力をなくすためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。



■ 貴事務所では、セクシュアル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。)の問題についてどのような取組を行っていますか。



資料:浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)
浜松市の男女共同参画に関する事業所実態調査(平成28年度)

施策の方向性及び基本的施策

◆ 成果指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
DV及びデータDV防止啓発講座の受講者数	977人	毎年1,000人以上

◆ モニタリング指標

項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
DVが人権侵害であることを知っている市民の割合	58.4%	↗

◆ 基本的施策

(19) DV等の防止に向けた意識啓発

DVやハラスメント等は人権侵害であるという理解を深めるための教育や、男女が互いに認め合い人権を尊重する心を育む学習機会を提供します。

主な取組	内 容	所管課
女性の人権尊重意識の醸成	市民を対象に女性の人権をテーマとした講座等を実施します。(再掲)	福祉総務課 (人権啓発センター)
	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向け、市民等が企画する学習会へ講師を派遣します。(再掲)	UD・男女共同参画課
	市職員に対し、人権意識や人権感覚を養う研修を実施します。(再掲)	福祉総務課 (人権啓発センター)
若年層へのDV防止意識の醸成	データDVを未然に防ぐため、高校生等の若年層を対象にデータDV防止にかかる出前講座を実施します。	UD・男女共同参画課
DV等防止啓発の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間中(毎年11月12日から25日まで)に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板を利用した暴力防止啓発を行います。	UD・男女共同参画課

(20) 被害者の相談体制の充実

DV等の関係機関が連携し、暴力の被害が個人的問題として潜在化してしまわないよう被害者の早期発見に努めます。

主な取組	内 容	所管課
DV等被害者の早期発見	配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談を実施します。	UD・男女共同参画課
	DVやセクハラ等について、女性の相談員による相談事業を実施します。	UD・男女共同参画課
	男性が抱える悩みごと等について、男性相談員による相談を行います。(再掲)	UD・男女共同参画課
	配偶者からの暴力や、家庭内のもめごと等の相談に婦人相談員が対応します。	子育て支援課
	職場におけるハラスメントの問題など、労働に関する相談事業を実施します。(再掲)	産業総務課
	市職員のハラスメントに対応するため、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置します。(再掲)	人事課
	各相談窓口情報を、携帯しやすいカード等により提供します。(再掲)	UD・男女共同参画課
	DV被害者が相談しやすい環境の充実を図るため、DV被害者の立場に立った、ワンストップによる相談・支援体制のあり方について、検討します。	UD・男女共同参画課
DV相談員に対する研修の実施	相談員の資質向上を図るための研修を実施します。	子育て支援課
関係機関によるネットワーク化	各関係機関等が相互に連携し、DV被害者支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。	子育て支援課

施策の方向性及び基本的施策

(21) 被害者の自立に向けた支援の充実

配偶者からの暴力などで深刻な状況にある被害者の一時避難や、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

主な取組	内 容	所管課
DV被害者の自立支援	DV被害者の自立に向けた支援として、DV相談に関わる証明書を交付します。	子育て支援課
女性相談保護事業の実施	要保護女子の自立支援を図るため、更生に関する指導、相談、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行います。	子育て支援課
DV被害者の一時保護のための支援	DV被害者の保護施設への移送が即日できない場合、一時的な保護を行います。	子育て支援課
DV被害者の個人情報の保護	DV被害者の申出により、加害者からの住民票の写し等の交付等の請求や申出があっても、これを制限します。	各区区民生活課



©浜松市

第4章 計画の推進

1 ▶ 指標の設定

計画を着実に実行していくため、「成果指標」と「モニタリング指標」を設定しています。

成果指標は、市が事業を行っていくうえで目標とする数値の指標です。また、モニタリング指標は、男女共同参画社会の進捗を計る目安となるものです。このモニタリング指標は、それぞれの取組の効果だけでなく、社会情勢等の影響を受けることも考えられるため、目標値は設定せず、現状値を上回ることを期待するものです。

◆ 成果指標

施策の方向性		項目	現状値 (H28)	目標値又は 基準値(H36)
1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進		ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30事業所	延べ 200事業所
		保育所等利用待機児童数 ※1	168人 (H29.4.1)	0人 (H31)
		放課後児童会待機児童数 ※2	377人	0人 (H31)
2 労働の場における 女性活躍の推進	市の女性職員が管理職に占める割合 ※3		8.1%	15.0% (H32)
3 生涯にわたる男女の こころと体の健康支援		乳がん検診受診率	18.9%	22.9%
		子宮頸がん検診受診率	14.9%	18.9%
4 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	附属機関における女性の登用率		27.6% (H28.8.1)	35.0%
5 学校、地域における男女共同 参画の推進と国際的理理解	男女共同参画にかかる講座の満足度		95.8%	100%
6 生活に困難を抱える 男女への支援	外国人市民へのわかりやすい情報発信		—	毎年情報 更新し発行
7 女性に対するあらゆる 暴力の根絶	DV及びデータDV防止啓発講座の受講者数		977人	毎年1,000人 以上

※1、※2は「浜松市“やらまいか”総合戦略計画(H27～H31年度)」より指標抽出

※3は「はままつ女性職員活躍応援プラン(H28～H32年度)」より指標抽出

◆ モニタリング指標

施策の方向性		項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
1	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	男性が平日に家事や育児に従事する平均時間	1時間17分	↗
2	労働の場における女性活躍の推進	女性起業者延べ数(起業家カフェ)	延べ27人	↗
		家族経営協定の延べ締結数	延べ182件	↗
3	生涯にわたる男女のこころと体の健康支援	男性相談の相談件数	168件	↗
4	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	自治会における女性会長の割合	0.68%	↗
		PTA活動における女性会長の割合	3.40%	↗
5	学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理	「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という意見に否定的な人の割合	41.3%	↗
6	生活に困難を抱える男女への支援	高等職業訓練促進給付金支給件数	33件	↗
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVが人権侵害であることを知っている市民の割合	58.4%	↗

2 ▶ 推進体制

①浜松市男女共同参画審議会

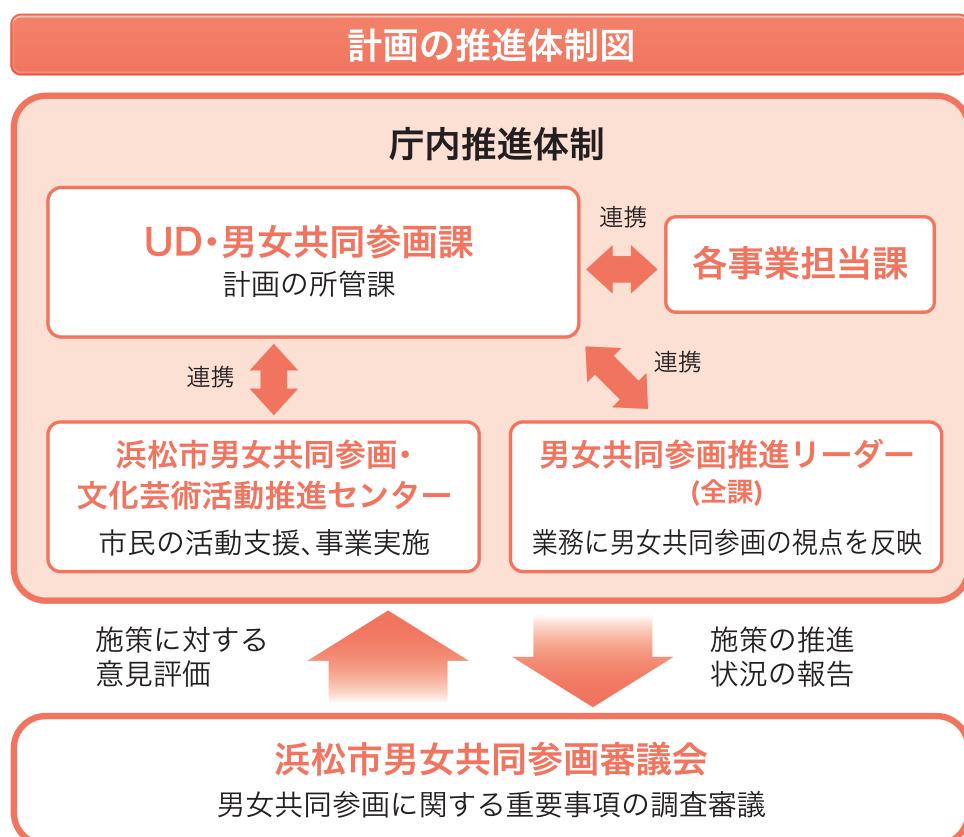
市長の附属機関として男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、必要に応じて、施策や事業の提言を行います。

②男女共同参画推進リーダー

市役所庁内の各課が男女共同参画の意義を主体的にとらえ、所管する業務において男女共同参画の視点を反映させていくため、各課に一人ずつ「男女共同参画推進リーダー」となる職員を配置し、全庁横断的な男女共同参画の推進に努めます。

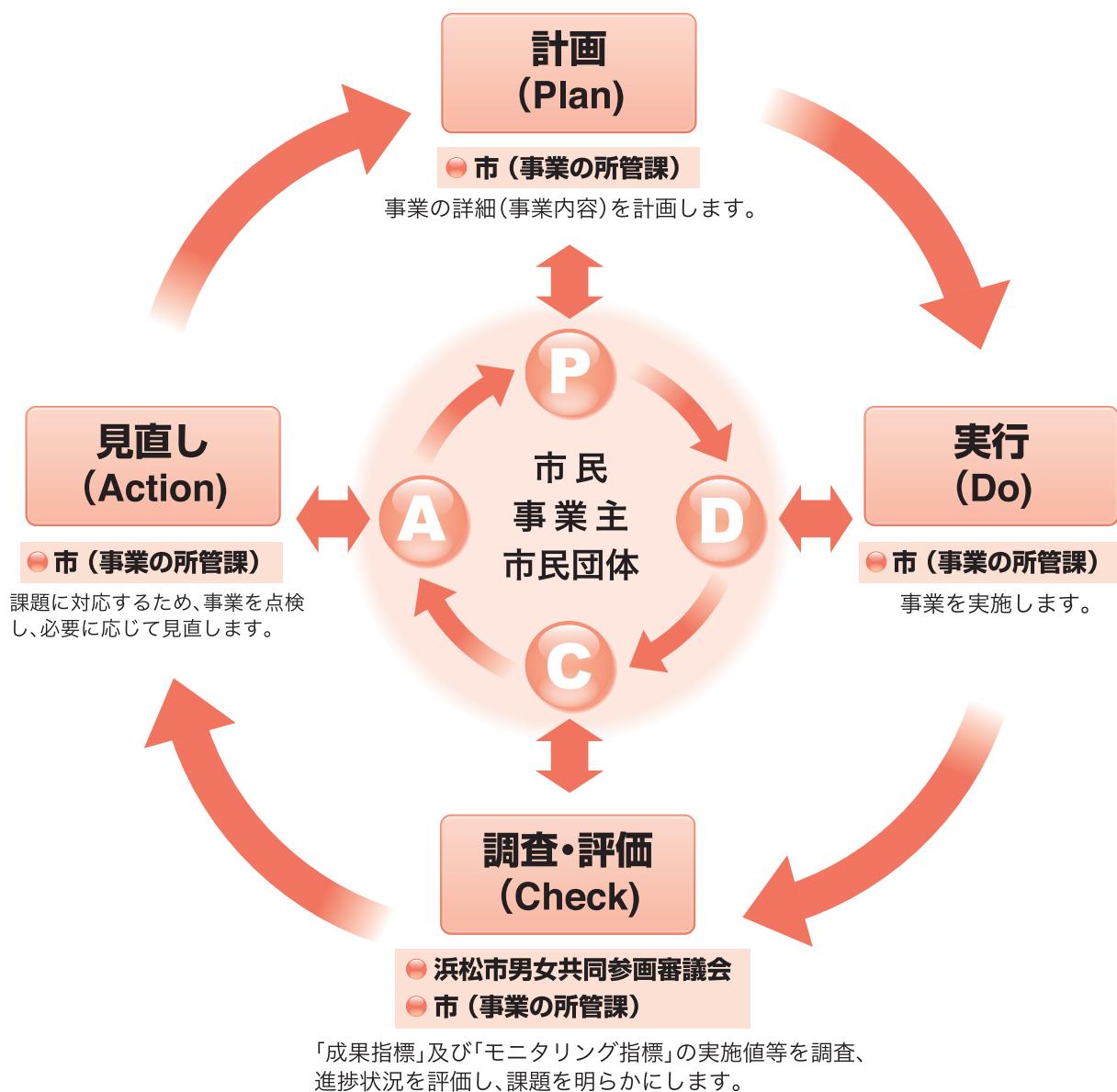
③浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

男女共同参画の推進を図るため、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター「あいホール」の機能を充実させ、市民の活動支援や男女共同参画に関する事業を幅広く実施します。



3 ▶ 計画の進捗状況の管理及び公表

「成果指標」及び「モニタリング指標」を参考に、浜松市男女共同参画審議会等において計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民に公表します。



参考資料

▶ 用語解説

あ

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときに、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する特徴があるためである。

LGBT

性的マイノリティの一部を指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった名称であり、厳密には他の性的マイノリティは含まないが、慣例的に性的マイノリティ全体の総称として使われることも多い。

か

家族経営協定

農業等を営む家族が、経営や家族生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書化すること。

キャリア

職業や技能上の経験。経歴。

健康寿命

健康上の問題がない状態で、日常生活を送れる期間のこと。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ

スローエアロビック

音楽等を使って、簡単な動きを反復して楽しむエクササイズのこと。

性的マイノリティ

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者など、何らかの意味で性のあり方が非典型的な人のこと。セクシュアル・マイノリティともいう。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること。または、性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

た

データDV

高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDVのこと。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。

は

ハラスメント

嫌がらせ。人を困らせること。

パワー・ハラスメント(パワハラ)

職務上の立場や権限を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

婦人相談員

売春防止法第35条に基づき、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うこととされている。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4条により、配偶者からの暴力被害の相談、必要な指導を行うこととされた。

ま

マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

見える化

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組みのこと。

ら

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

ロールモデル

お手本となる人物。将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

ロコモーショントレーニング

ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を予防し、健康寿命(健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間)を延ばしていくためのトレーニングのこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事とその他の生活との両立を、自分の望むバランスで実現できる状態のこと。この「生活」には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などの幅広い活動が含まれる。

浜松市男女共同参画推進条例

(平成14年12月17日条例第99号)
最終改正:平成20年3月21日条例第30号

すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現は、私たち市民の願いです。

浜松市は、浜松市婦人行動計画及び浜松市男女共同参画計画を策定するなど、男女が共に創造する社会を目指した取組を総合的かつ計画的に展開してきました。

しかしながら、今もなお「男は仕事、女は家庭」という言葉で表現されるような性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在しており、真の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されています。

世界に誇る技術を有する企業を生み育ててきた本市において、商工業や農業等を支える女性の労働力は重要な位置を占め、まちづくりにおける女性の活躍も顕著になってきています。また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、多くの外国人の定住化など、市民を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした社会経済情勢の変化に対応するためには、市、市民、事業主及び市民団体が協働して、男女があらゆる分野に対等に参画できる社会を実現していくことが重要です。

ここに私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民団体 自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)、PTA等の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別の取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣習を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができるること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身の健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民、事業主及び市民団体が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県その他の自治体と連携及び協力を図り、男女共同

参考資料

参画の推進に努めるものとする。

- 3 市は、男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整備するとともに、予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

- 第6条 事業主は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業主は、職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業主は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

- 第7条 市民団体は、男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

- 第8条 学校、家庭、職場その他の社会において行われる教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における人権の配慮)

- 第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮し、人権の尊重に努めなければならない。

(国際的な理解及び協力のための支援)

- 第11条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する国際的な理解及び協力を図るための活動に對し、情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、浜松市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(拠点の整備)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進を図るために拠点を整備するものとする。

(年次報告)

- 第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

- 第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。
- 2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

- 第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。
- (1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。

- 2 市は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

第3章 浜松市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 公益を代表する者

(3) 学識経験を有する者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

(任期)

第19条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第20条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員(専門委員を除く。)の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市男女共同参画推進条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市男女共同参画推進条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正:平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、

もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにもかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにもかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

参考資料

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかるわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)
最終改正:平成29年3月31日法律第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定期的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果

たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組の内容に関する事項

- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計